

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日）を除く、午前 9 時から午後 6 時（電子入札の場合）。又は、午前 9 時 15 分から午後 6 時（紙入札の場合（下記 4. (1) の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表 1 のとおりとする。

令和 8 年 9 月 2 8 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 小島 優

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

1. 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 鳥海ダム市道付替百宅線 4 号橋上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
- (3) 工事場所 秋田県由利本荘市鳥海町百宅 地内
- (4) 工事内容 工場製作工 1 式、P C 片持箱桁橋工 L=320.5m、橋梁付属物工 1 式、
橋梁下部工 6 基
- (5) 工 期 全体工期：契約締結日の翌日から令和 1 2 年 8 月 1 9 日(工事完成期限)まで
(ただし、令和 9 年 4 月 1 日までに工事の始期を設定すること。)
- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート：約 3,500 m³、鉄筋：約 730t
- (7) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、技術提案の指定項目において、「品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案」項目に加えて、「I C T 活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。
- ② 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
- ③ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S 型））の適用工事である。
- ④ 本工事は、配置予定技術者に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出を入札書提出期限までに行う試行工事である。
- ⑤ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ⑥ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。
- ⑦ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
- ⑧ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変

更時点で設計変更する試行工事である。

- ⑨ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

- ⑩ 本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。

全体工期：契約締結日の翌日から令和12年8月19日（工事完成期限）まで

（ただし、令和9年4月1日までに工事の始期を設定すること。）

- ⑪ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

- ⑫ 本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。

ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

- ⑬ 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（構造物工（橋梁上部）【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。

- ⑭ 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

- ⑮ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

- ⑯ 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

- ⑰ 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける専任特例2号の配置は認めない。

- ⑱ 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- ⑲ 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

- ⑳ 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

- (8) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

- (9) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2. 競争参加資格

次の(1)から(10)までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年9月28日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から鳥海ダム市道付替百宅線4号橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者（以下「特定JV」という。）、又は次の(1)から(10)までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定 JV にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡し完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

特定 JV にあっては、代表者が下記①の実績を有すること。代表者以外の各構成員が下記①、又は下記①(a)及び(e)の要件を満たす実績を有すること。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが、下記①の実績を有すること。

① PC 橋上部工工事で、次の(a)から(e)の要件を満たす施工実績。

- (a) 道路橋（A 活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
- (b) 橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式の PC 橋の新設工事であること。
- (c) 最大支間長が 55m 以上であること。
- (d) 架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
- (e) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)から(d)の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(e)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

また、本工事の工場制作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の選任は要しないが、工場から現場へ工事の現場に移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

- ① 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記 (ア) の要件を満たす工事

の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20%以上であること。
- ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(イ)に掲げる施工経験（以下、代要件という。）に代えることができる。

(ア) 1) 工事規模

PC 橋上部工工事で、次の(a)から(e)の工事規模の技術者として従事した経験を有すること。

- (a) 道路橋（A 活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
- (b) 橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式の PC 橋の新設工事であること。
- (c) 最大支間長が 55m 以上であること。
- (d) 架設工法が固定支保工以外であること。
- (e) 施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁での施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また上記(a)から(d)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(e)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

2) 従事期間

上記 1) の工事に従事した期間が、全工期（準備・後片付け期間を除く）の $1/2$ 以上、または、365 日以上であること。

(イ) 専任補助者を配置する場合の(ア)に代わる施工経験(代要件)

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ア)に代わる代要件は、工事種別が上記 2. (2) に示す「プレストレスト・コンクリート工事」とする。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
- ④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。
- ⑤ 単体企業にあつては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

特定JVにあつては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。代表者以外の各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに②(ア)1)(a)及び(e)、②(ア)2)の要件を満たしていること。

經常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか 1 社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

- (6) 申請書及び確認資料（いずれも配置予定技術者に係る分を除く）の提出期限の日（別表 1. ②に示す日）から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記 1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、(1)及び(6)の要件を満たしていること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の④の技術提案を受け付け、①から④と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② 賃上げの実施に関する評価
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する評価
- ④ 技術提案

指定テーマ 1：本工事における品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項

指定テーマ 2：本工事における ICT 活用等による生産性向上に資する事項

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記 (1)②から④（以下、「技術資料」という。））の内容に応じ、上記 (1) ① の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は 30 点、加算点の最高点数は 62.5 点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
 - (イ) 評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじを行い落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 B 棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部契約課 契約第二係

電話 022-225-2171(代) 内線 2531

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表 1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記（1）の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法

申請書及び確認資料（いずれも配置予定技術者に係る分を除く）は、別表 1. ②に示す期日までに、原則として電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記（1）に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。

配置予定技術者に係る申請書及び確認資料は、別表 1. ③に示す期日までに、電子メールでの提出又は、持参、郵送又は託送により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表 1. ④に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記（1）の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。

開札は、別表 1. ⑤に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

(5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

- ① 期間 別表 1. ⑥に示す期間。
- ② 場所 上記（1）に同じ。
- ③ 方法 持参、郵送又は託送により提出すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

① 入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人の IC カードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（CD-R 等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。

② 競争参加資格のない者、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条

件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者は、上記 3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。

(5) 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」等により配置予定技術者（専任補助者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。

(6) 専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、入札時の V E 提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無。

(9) 契約書作成の要否 要。

(10) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(12) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1) に同じ。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上 4. (3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 3 月 31 日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号仙台合同庁舎 B 棟電話 022-225-2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(15) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOJIMA Masaru Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of municipal road replacement Momoyake No4-bridge in ChokaiDam
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0:00 P.M. 26 October 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3:00 P.M. 29 January 2027 (tenders brought with 3:00 P.M. 29 January 2027 or submitted by mail 3:00 P.M. 29 January 2027)
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3-3-1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980-8602 Japan TEL 022-225-2171 ex.2531

別表 1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日）を除く、午前 9 時から午後 6 時（電子入札の場合）。又は、午前 9 時 15 分から午後 6 時（紙入札の場合（上記 4.（1）の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から 令和 9 年 1 月 29 日午後 3 時まで
②	申請書等の提出期限（配置予定技術者に係る分を除く）	令和 8 年 10 月 26 日正午まで
③	配置予定技術者に係る申請書及び確認資料の提出期限	競争参加資格の有無の結果の通知の翌日から 令和 9 年 1 月 29 日午後 3 時まで
④	入札の締切	令和 9 年 1 月 29 日午後 3 時まで
⑤	開札日時	令和 9 年 2 月 4 日午後 3 時
⑥	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和 9 年 1 月 13 日まで）

競争参加者の資格に関する公示

鳥海ダム市道付替百宅線4号橋上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年9月28日

東北地方整備局長 小島 優

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 04

1. 工事名 鳥海ダム市道付替百宅線4号橋上部工工事
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
2. 工事場所 秋田県由利本荘市鳥海町百宅 地内
3. 工事内容 工場製作工 1式、P C片持箱桁橋工 L=320.5m、橋梁附属物工 1式、
橋梁下部工 6基
4. 工 期 全体工期：契約締結日の翌日から令和12年8月19日(工事完成期限)まで
(ただし、令和9年4月1日までに工事の始期を設定すること。)
5. 申請の時期 令和8年9月28日から令和8年10月26日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。
なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6. 申請の方法
 - (1) 申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（<https://www.thr.mlit.go.jp>）へアクセスして入手するものとする。
 - (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メールにより提出すること。
 - ① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記7(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。
 - ② 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（令和8年9月28日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式2、3を使用して作成すること。）。提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)
メールアドレス thr-82shikakushinsa@ki.mlit.go.jp
 - (3) 申請書類等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7. 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 3 月 31 日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和 8 年 3 月 31 日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和 8 年 3 月 31 日付け公示 6（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす 3 社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

- ① 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)
- ② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
- ② 平成 23 年 4 月 1 日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡し完了した、下記(ア)の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

特定建設工事共同企業体の代表者が下記(ア)の実績を有していること。代表者以外の各構成員にあっては下記(ア)、又は下記(ア)(a)及び(e)の要件を満たす実績を有すること。

(ア)PC 橋上部工工事で、次の(a)から(e)の要件を満たす施工実績。

- (a) 道路橋（A 活荷重以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
- (b) 橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式の PC 橋の新設工事であること。
- (c) 最大支間長が 55m 以上であること。
- (d) 架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

(e) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁での施工実績であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

- ③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

特定建設工事共同企業体の代表者の技術者が下記(ア)及び下記(イ)の要件を満たしていること。代表者以外の各構成員の技術者は、下記(ア)及び(イ)、又は下記(ア)並びに(イ)(i)1)(a)及び(e)、(イ)(i)2)の要件を満たしていること。

(ア) 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記(i)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

- ・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が 20 %以上であること。
- ・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

(i) 1) 工事規模

PC 橋上部工工事で、次の(a)から(e)の工事規模の技術者として従事した経験を有すること。

- (a) 道路橋 (A 活荷重以上) または鉄道橋 (モノレール及び新交通は除く。) であること。
- (b) 橋梁形式がラーメンまたは連続箱桁形式の PC 橋の新設工事であること。
- (c) 最大支間長が 55m 以上であること。
- (d) 架設工法が固定支保工以外であること。
- (e) 施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一橋梁での施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

2) 従事期間

上記 1) の工事に従事した期間が、全工期 (準備・後片付け期間を除く) の 1 / 2 以上、または、365 日以上であること。

- ④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 (監理技術者講習修了履歴) を有する者であること。
 - ⑤ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。
- (3) 出資比率要件 すべての構成員が、均等割の 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。
- (4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
- (5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和 53 年 11 月 1 日付け建設省計振発第 69 号) の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて (回答)」(昭和 53 年 11 月 1 日付け建設省茨計振第 771 号) の別紙に示された「特

定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記 6 (1)へアクセスして入手するものとする。

8. 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記 7. (1)①の認定（同 7. (1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同 5 及び同 6 により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同 7. (1)①の認定を受けていない構成員が同 7. (1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9. 資格審査結果の通知 「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10. 資格の有効期間 特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11. その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「鳥海ダム市道付替百宅線 4 号橋上部工工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。